

## 消費税率改定に関する経過措置について

水道料金及び下水道使用料の消費税率は、原則として令和元年10月1日以降に検針した分の料金から10%に改定されますが、9月30日以前から継続してご使用のお客さまには、下記の経過措置が適用されます。

### 隔月（2か月ごと）検針の場合

- 偶数月検針：令和元年12月検針分の料金から10%が適用されます。

検針月	令和元年					令和2年
	8月	9月	10月	11月	12月	1月
10月検針分 (消費税率 8%)	ご使用期間		検針			
12月検針分 (消費税率 10%)			ご使用期間		検針	

- 奇数月検針：令和2年1月検針分の料金から10%が適用されます。

検針月	令和元年					令和2年
	8月	9月	10月	11月	12月	1月
11月検針分 (消費税率 8%)		ご使用期間		検針		
1月検針分 (消費税率 10%)				ご使用期間		検針

### 毎月検針の場合

- 令和元年11月検針分の料金から10%が適用されます。

検針月	令和元年					令和2年
	8月	9月	10月	11月	12月	1月
10月検針分 (消費税率 8%)		ご使用期間	検針			
11月検針分 (消費税率 10%)			ご使用期間	検針		